

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |  |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日   | 令和2年7月3日   |
| 事業者の氏名又は名称  | アムス株式会社(法人番号4470001007002)(代表者 齊藤明彦)   |
| 事業者の所在地     | 香川県綾歌郡綾川町陶1087-1   |
| 営業所の名称      | 綾南営業所  |
| 営業所の所在地     | 香川県綾歌郡綾川町陶1087-1   |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告  |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項、第25条第2項  |
| 違反行為の概要     | <p>令和元年8月5日及び同年同月19日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(5)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(6)整備管理者の変更の届け出をしていなかったこと(道路運送車両法第52条)</p> <p>(7)法令に基づく社会保険等(厚生年金保険、雇用保険)への適正な加入がなされていなかったこと(貨物自動車運送事業法第25条第2項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 2点   |
| 違反点数(事業者)   | 2点   |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |  |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日   | 令和2年7月16日  |
| 事業者の氏名又は名称  | 株式会社トムズEXPRESS(法人番号7470001009739)(代表者 藤原力)   |
| 事業者の所在地     | 香川県丸亀市郡家町53-3  |
| 営業所の名称      | 本社営業所  |
| 営業所の所在地     | 香川県丸亀市郡家町53-3  |
| 行政処分等の内容    | 文書警告   |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項  |
| 違反行為の概要     | <p>令和2年6月24日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)</p> <p>(2)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(3)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(4)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(5)事業用自動車の定期点検整備の記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第3条の2)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 0点   |
| 違反点数(事業者)   | 0点   |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |   |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日   | 令和2年7月21日   |
| 事業者の氏名又は名称  | 株式会社多田物流(法人番号3470001010741)(代表者 多田淳一)   |
| 事業者の所在地     | 香川県三豊市豊中町上高野341-3   |
| 営業所の名称      | 本社営業所   |
| 営業所の所在地     | 香川県三豊市豊中町上高野341-3   |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(30日車)   |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項   |
| 違反行為の概要     | <p>令和2年1月28日及び同年2月13日、利用者からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 3点  |
| 違反点数(事業者)   | 3点  |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |  |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日   | 令和2年7月28日  |
| 事業者の氏名又は名称  | 株式会社薦田運輸(法人番号3500001009862)(代表者 薦田勝博)  |
| 事業者の所在地     | 愛媛県新居浜市船木5084-1  |
| 営業所の名称      | 本社営業所  |
| 営業所の所在地     | 愛媛県新居浜市垣生3丁目乙310-9   |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告   |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項  |
| 違反行為の概要     | <p>令和元年8月9日、同年同月22日、同年同月23日、令和2年3月5日及び同年同月13日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、14件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(4)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(5)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(6)運転者に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(7)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(8)運転者に対する点呼の記録簿に不実記載をおこなっていたこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(9)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(10)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(11)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p> <p>(12)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(13)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(14)事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと(安全規則第13条)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 13点  |
| 違反点数(事業者)   | 14点  |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |   |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日   | 令和2年7月29日   |
| 事業者の氏名又は名称  | 株式会社MIコーポレーション(法人番号9470001011981)(代表者 伊記敦子)   |
| 事業者の所在地     | 香川県東かがわ市伊座536-6   |
| 営業所の名称      | 本社営業所   |
| 営業所の所在地     | 香川県東かがわ市伊座543-1   |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告  |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項   |
| 違反行為の概要     | <p>令和元年9月18日及び同年10月3日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、13件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(6)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(7)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(8)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(10)新たに雇い入れた運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(11)整備管理者の変更の届け出をしていなかったこと(安全規則第13条)</p> <p>(12)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第15条)</p> <p>(13)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 12点   |
| 違反点数(事業者)   | 12点   |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |  |
|-------------|--|
| 行政処分等の年月日   | 令和2年7月29日  |
| 事業者の氏名又は名称  | 岬陽運送株式会社(法人番号7490002007731)(代表者 小川雅弘)  |
| 事業者の所在地     | 高知県高知市仁井田4513  |
| 営業所の名称      | 本社営業所  |
| 営業所の所在地     | 高知県高知市仁井田4513  |
| 行政処分等の内容    | 輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告  |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項  |
| 違反行為の概要     | <p>令和元年12月4日及び令和2年1月15日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(5)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(6)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 3点   |
| 違反点数(事業者)   | 3点   |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

|             |   |
|-------------|---|
| 行政処分等の年月日   | 令和2年7月29日   |
| 事業者の氏名又は名称  | 有限会社川井木材(法人番号2490002011531)(代表者 川井博貴)   |
| 事業者の所在地     | 高知県長岡郡本山町本山166  |
| 営業所の名称      | 本社営業所   |
| 営業所の所在地     | 高知県長岡郡本山町本山166  |
| 行政処分等の内容    | 文書警告  |
| 主な違反の条項     | 貨物自動車運送事業法第17条第4項   |
| 違反行為の概要     | <p>令和2年6月3日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)</p> <p>(2)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> |
| 当該違反点数(営業所) | 0点  |
| 違反点数(事業者)   | 0点  |

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。